各位

会社名 アセットマネジメントOne株式会社

(管理会社コード:13694)

代表者名取締役社長杉原規之問合せ先商品開発部積木利浩

(TEL. 03 - 6774 - 5100)

投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、投資信託約款の変更に関し、本日、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象投資信託

銘柄名			銘柄コード	
1	One	ETF	日経225	1369
2	One	ETF	トピックス	1473
3	One	ETF	J P X 日経 4 0 0	1474
4	One	ETF	JPX/S&P 設備・人材投資指数	1484
(5)	One	ETF	JPX日経中小型	1493
6	One	ΕΤF	高配当日本株	1494
7	One	ETF	ESG	1498
8	One	ΕΤF	東証REIT指数	2556

2. 変更の内容および理由

(A) 上記①~⑧のファンドについて、受益者の利便性向上を図るため、取得・交換の申込不可日を変更します。

【取得・交換の申込不可日】

One ETF 日経225 (1369)

<取得の申込不可日>

変更前	変更後
対象指数の構成銘柄の配当落日および	削除
権利落日の各々前営業日から起算して	
3 営業日以内	
対象指数の銘柄変更実施日ならびに除	削除
数および株価換算係数変更実施日の	
各々前営業日	

変更前	変更後
決算日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営	決算日の <u>3 営業日前から起算して 3 営</u>
業日以内(ただし、決算日が休業日の場	業日以内(ただし、決算日が休業日の場
合は、決算日の <u>5</u> 営業日前から起算し	合は、決算日の <u>4</u> 営業日前から起算し
て <u>5</u> 営業日以内)	て <u>4</u> 営業日以内)

<交換の申込不可日>

変更前	変更後
対象指数の構成銘柄の配当落日および	削除
権利落日の各々前営業日	
対象指数の銘柄変更実施日ならびに除	削除
数および株価換算係数変更実施日の	
各々前営業日から起算して 3 営業日以	
内	
決算日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営	決算日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営
業日以内(ただし、決算日が休業日の場	業日以内(ただし、決算日が休業日の場
合は、決算日の <u>5</u> 営業日前から起算し	合は、決算日の <u>4</u> 営業日前から起算し
て <u>5</u> 営業日以内)	て <u>4</u> 営業日以内)

One ETF トピックス (1473)

One ETF JPX日経400 (1474)

One ETF JPX/S&P 設備·人材投資指数 (1484)

One ETF JPX日経中小型 (1493)

One ETF 高配当日本株 (1494)

One ETF ESG (1498)

<取得の申込不可日>

変更前	変更後
対象指数の構成銘柄の配当落日および	削除
権利落日の各々前営業日から起算して	
3 営業日以内	
対象指数の銘柄変更実施日および銘柄	削除
株数変更実施日の各々3 営業日前から	
起算して4営業日以内	
決算日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営	決算日の3営業日前から起算して3営
業日以内(ただし、決算日が休業日の場	業日以内(ただし、決算日が休業日の場
合は、決算日の <u>5</u> 営業日前から起算し	合は、決算日の <u>4</u> 営業日前から起算し
て <u>5</u> 営業日以内)	て <u>4</u> 営業日以内)

<交換の申込不可日>

変更前	変更後	
対象指数の構成銘柄の配当落日および	削除	
権利落日の各々前営業日		
対象指数の銘柄変更実施日および銘柄	削除	
株数変更実施日の各々3 営業日前から		
起算して6営業日以内		
決算日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営	決算日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営	
業日以内(ただし、決算日が休業日の場	業日以内(ただし、決算日が休業日の場	
合は、決算日の <u>5</u> 営業日前から起算し	合は、決算日の <u>4</u> 営業日前から起算し	
て <u>5</u> 営業日以内)	て <u>4</u> 営業日以内)	

One ETF 東証REIT指数 (2556)

<取得の申込不可日>

変更前	変更後
対象指数の構成銘柄の分配落日および	削除
権利落日の各々前営業日から起算して	
3 営業日以内	
対象指数の銘柄変更実施日および銘柄	削除
口数変更実施日の各々3 営業日前から	
起算して4営業日以内	
決算日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営	決算日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営
業日以内(ただし、決算日が休業日の場	業日以内(ただし、決算日が休業日の場
合は、決算日の <u>5</u> 営業日前から起算し	合は、決算日の <u>4</u> 営業日前から起算し
て <u>5</u> 営業日以内)	て <u>4</u> 営業日以内)

<交換の申込不可日>

変更前	変更後	
対象指数の構成銘柄の分配落日および	削除	
権利落日の各々前営業日		
対象指数の銘柄変更実施日および銘柄	削除	
口数変更実施日の各々3 営業日前から		
起算して6営業日以内		
決算日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営	決算日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営	
業日以内(ただし、決算日が休業日の場	業日以内(ただし、決算日が休業日の場	
合は、決算日の <u>5</u> 営業日前から起算し	合は、決算日の <u>4</u> 営業日前から起算し	
て <u>5</u> 営業日以内)	て <u>4</u> 営業日以内)	

(B) 上記①②のファンドについて、受益者の利便性向上を図るため、信託報酬の水準を 段階料率に変更し、信託財産の純資産総額が一定金額以上となった場合の信託報酬 水準を引き下げます。

【信託報酬料率の変更内容】

One ETF 目経225 (1369)

(変更前)

次のイ.およびロ.の合計額

ただし、イ.により計算される額(税抜)とロ.により計算される額(税抜)の合計額は、各計算期間においてファンドの純資産総額に対して年率0.25%(税抜)を乗じて得た額を超えないものとします。

イ. ファンドの日々の純資産総額に対して<u>年率0.1705%(税抜0.155%)以内の率</u> を乗じて得た額

支払先	内訳 (税抜)
委託会社	年率0.105%
受託会社	年率0.050%

ロ. 株式の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の55%(税抜50%)未満の率を乗じて得た額

(変更後)

次のイ.およびロ.の合計額

イ. ファンドの日々の純資産総額に対して<u>年率0.0319%~年率0.0495%(税抜</u>0.0290%~税抜0.0450%)の率を乗じて得た額

※信託報酬の配分は、ファンドの純資産総額に応じて、以下の通りとします。

) • (5/1 / ZE / C G G/ / 8
ファンドの純資産総額	信託報酬の配分	(税抜) (年率)
信託報酬税込(税抜)	委託会社	受託会社
1兆円以下の部分		
年率0.0495%	0. 0300%	0. 0150%
(税抜0.0450%)		
1兆円超		
2兆円以下の部分	0.00750/	0. 0125%
年率0.0440%	0. 0275%	
(税抜0.0400%)		
2兆円超		0. 0100%
5兆円以下の部分	0.00500/	
年率0.0385%	0. 0250%	
(税抜0.0350%)		
5兆円超		0. 0100%
10兆円以下の部分	0.00050/	
年率0.0358%	0. 0225%	
(税抜0.0325%)		
10兆円超の部分		
年率0.0319%	0. 0200%	0. 0090%
(税抜0.0290%)		
·		

ロ. 株式の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の55% (税抜50%) 未満の率 を乗じて得た額 One ETF トピックス (1473)

(変更前)

次のイ.およびロ.の合計額

ただし、イ.により計算される額(税抜)とロ.により計算される額(税抜)の合 計額は、各計算期間においてファンドの純資産総額に対して年率0.25%(税抜) を乗じて得た額を超えないものとします。

イ. ファンドの日々の純資産総額に対して<u>年率0.0858%(税抜0.078%)以内の率</u> を乗じて得た額

支払先	内訳(税抜)
委託会社	年率0.050%
受託会社	年率0.028%

ロ. 株式の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の55% (税抜50%) 未満の率を乗じて得た額

(変更後)

次のイ.およびロ.の合計額

イ.ファンドの日々の純資産総額に対して<u>年率0.0275%~年率0.0495%(税抜0.0250%~税抜0.0450%)の率</u>を乗じて得た額

※信託報酬の配分は、ファンドの純資産総額に応じて、以下の通りとします。

ファンドの純資産総額	信託報酬の配分	(税抜) (年率)
信託報酬税込(税抜)	委託会社	受託会社
1兆円以下の部分		
年率0.0495%	0. 0300%	0. 0150%
(税抜0.0450%)		
1兆円超		
2兆円以下の部分	0.00500/	0.0105%
年率0.0413%	0. 0250%	0.0125%
(税抜0.0375%)		
2兆円超		0. 0125%
5兆円以下の部分	000000/	
年率0.0330%	0. 0200%	0. 0100%
(税抜0.0300%)		
5兆円超の部分		
年率0.0275%	0. 0150%	0.0100%
(税抜0.0250%)		

- ロ.株式の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の55%(税抜50%)未満の率を 乗じて得た額
- ※投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙1をご参照ください。
- (C) 上記①~⑧のファンドについて、受益者の利便性向上を図るため、取得・交換の申込締切時間を変更します。また、金銭拠出部分の追加金を廃止します。

【取得・交換の申込締切時間】

	変更前	変更後
One ETF 日経225 (1369)	13:30	委託会社が別に定
One ETF トピックス (1473)	12:30	める時刻まで
One ETF JPX日経400 (1474)		
One ETF JPX/S&P 設備・人材投		
資指数 (1484)		
One ETF JPX日経中小型 (1493)		
One ETF 高配当日本株 (1494)		
One ETF ESG (1498)		
One ETF 東証REIT指数 (2556)		

【金銭拠出部分の追加金の料率を削除】

	変更前	変更後
One ETF 日経225 (1369)	0. 050%	削除
One ETF トピックス (1473)	0. 050%	
One ETF JPX日経400 (1474)	0.050%	
One ETF JPX/S&P 設備・人材投	0. 100%	
資指数 (1484)	0. 100%	
One ETF JPX日経中小型 (1493)	0. 100%	
One ETF 高配当日本株 (1494)	0. 100%	
One ETF ESG (1498)	0.050%	
One ETF 東証REIT指数 (2556)	0. 150%	

※当該変更は投資信託約款の変更には該当いたしませんが、目論見書において記載内 容の変更を行います。

3. 日程

金融庁届出日 : 2025年7月7日

約款変更日 : (A) 2025年7月9日 (B) 2025年10月9日

目論見書変更日:(C) 2025年7月9日

4. 書面決議の手続き等

当該投資信託約款の変更は、当該投資信託の商品としての基本的性格を変更させるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律第17条第1項に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」に該当しないため、書面による決議は行いません。

投資信託約款の新旧対照表

(A) の変更(約款変更日:2025年7月9日)

追加型証券投資信託 One ETF 日経225

(新) (旧)

<受益権の申込単位および価額>

第13条 (略)

- ②販売会社は、その取得申込者に対し、その申込みの当日(委託者が別に定める時刻を過ぎて受け付けた場合は翌営業日とし、第3条第1項の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。)を受付日として、委託者が定める取得にかかる一定口数をもって取得申込みに応じることができます。
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、第1号から第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込みを受け付けることがあります。
 - 1. 第33条に定める計算期間終了日の3 営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内)
 - 2. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

<受益権の申込単位および価額>

- ②販売会社は、その取得申込者に対し、その申込みの当日(委託者が別に定める時限を過ぎて受け付けた場合は翌営業日とし、第3条第1項の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。)を受付日として、委託者が定める取得にかかる一定口数をもって取得申込みに応じることができます。
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込みを受け付けることがあります。
 - 1.対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内
 - 2. 対象指数の銘柄変更実施日ならびに 除数および株価換算係数変更実施日の 各々前営業日
 - 3. 第33条に定める計算期間終了日の<u>4</u> 営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して5営業日以内)
 - 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があ

⑥第1項の規定にかかわらず、取得申込み にかかる有価証券のうち、配当落または 権利落対象銘柄(以下「対象銘柄」とい います。) の個別銘柄時価総額に相当す る金額については、金銭をもって取得申 込みを受け付けることができるものと します。この場合の個別銘柄時価総額 は、第3項の基準価額の計算日における 当該対象銘柄の金融商品取引所(金融商 品取引法第2条第16項に規定する金融 商品取引所および金融商品取引法第2 条第8項第3号ロに規定する外国金融 商品市場をいいます。以下同じ。)の終 値(終値のないものについてはそれに準 ずる価額とします。) に第1項の取得申 込みにかかる有価証券に含まれる当該 対象銘柄の株数を乗じて得た金額とし、 この場合において、委託者は、当該対象 銘柄を信託財産において取得するため に必要な経費に相当する金額として委 託者が別に定める金額を徴することが できるものとします。

⑦ (以下略)

<交換請求>

第42条 受益者は、平成27年3月16日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の当日(委託者が別に定める<u>時刻</u>を過ぎて受け付けた場合は翌営業日)を受付日として、交換請求にかかる一定口数(以下「最小交換口数」といいます。)の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

② (略)

ると認めたとき

⑥前項第1号に該当する場合において委託 者の判断により取得申込みを受け付け るときには、第1項の規定にかかわらず、 当該取得申込みにかかる有価証券のう ち、配当落または権利落対象銘柄(以下、 本項において、「対象銘柄」といいます。) の個別銘柄時価総額に相当する金額に ついては、金銭をもって取得申込みを受 け付けることができるものとします。こ の場合の個別銘柄時価総額は、第3項の 基準価額の計算日における当該対象銘 柄の金融商品取引所(金融商品取引法第 2条第16項に規定する金融商品取引所 および金融商品取引法第2条第8項第 3号口に規定する外国金融商品市場を いいます。以下同じ。)の終値(終値の ないものについてはそれに準ずる価額 とします。) に第1項の取得申込みにか かる有価証券に含まれる当該対象銘柄 の株数を乗じて得た金額とし、この場合 において、委託者は、当該対象銘柄を信 託財産において取得するために必要な 経費に相当する金額として委託者が別 に定める金額を徴することができるも のとします。

⑦ (以下略)

<交換請求>

第42条 受益者は、平成27年3月16日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の当日(委託者が別に定める時限を過ぎて受け付けた場合は翌営業日)を受付日として、交換請求にかかる一定口数(以下「最小交換口数」といいます。)の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

② (略)

- ③委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、第1号から第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の交換請求を受け付けることがあります。
 - 1. 第33条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して4営業日以内)
 - 2.この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間3.前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

④ (以下略)

<交換の指図等>

第43条 (略)

- ② (略)
- ③ (略)
- ④第2項の規定にかかわらず、第1項の交換にかかる有価証券に対象銘柄が含まれる場合は、第1項の交換に要する受益権の口数と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券(当該対象銘柄を除きます。)および当該対象銘柄の個別銘柄時価総額に相当する金銭を交換するよう指図します。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第7項の基準価額の計算日におけ

(旧)

- ③委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の交換請求を受け付けることがあります。
 - 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
 - 2. 対象指数の銘柄変更実施日ならびに 除数および株価換算係数変更実施日の 各々前営業日から起算して3営業日以 内
 - 3. 第33条に定める計算期間終了日の4 営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
 - 4.この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間5.前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき
- ④ (以下略)

<交換の指図等>

第43条 (略)

- ② (略)
- ③ (略)
- ④第2項の規定にかかわらず、<u>前条第3項第</u> 1号に該当する場合において委託者の判断により交換請求を受け付ける場合に は、第1項の交換に要する受益権の口数 と信託財産に属する有価証券のうち取 引所売買単位の整数倍となる有価証券 (配当落または権利落対象銘柄(以下、 本項において、「対象銘柄」といいます。) を除きます。) および当該対象銘柄の個 別銘柄時価総額に相当する金銭を交換

る当該対象銘柄の金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。) に前条第7項の規定に基づき計算された数を乗じて得た金額とします。

するよう指図します。この場合の個別銘 柄時価総額は、前条第7項の基準価額の 計算日における当該対象銘柄の金融商 品取引所の終値(終値のないものについ てはそれに準ずる価額とします。) に前 条第7項の規定に基づき計算された数 を乗じて得た金額とします。

⑤ (以下略)

⑤ (以下略)

<受益権の買取り>

- 第44条 販売会社は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その当日(別に定める<u>時刻</u>を過ぎて受け付けた場合は翌営業日)を受付日としてその受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。
 - 1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
 - 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき
 - ② (以下略)

<受益権の買取り>

- 第44条 販売会社は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その当日(別に定める時限を過ぎて受け付けた場合は翌営業日)を受付日としてその受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。
 - 1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
 - 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき
 - ② (以下略)

追加型証券投資信託 One ETF トピックス

(新) (旧)

<受益権の申込単位および価額>

第13条 (略)

- ②販売会社は、受益権の取得申込者に対し、その申込みの当日(委託者が別に定める時刻を過ぎて受け付けた場合は翌営業日とし、第3条第1項の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。)を受付日として、委託者が定める取得にかかる一定口数をもって取得申込みに応じることができます。
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤委託者は、原則として、次の各号に該当 する場合は、受益権の取得申込みの受付 を停止します。ただし、第1号から第2号

<受益権の申込単位および価額>

- ②販売会社は、受益権の取得申込者に対し、その申込みの当日(委託者が別に定める時限を過ぎて受け付けた場合は翌営業日とし、第3条第1項の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。)を受付日として、委託者が定める取得にかかる一定口数をもって取得申込みに応じることができます。
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、第1号から第<u>4</u>号

に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込みを受け付けることがあります。

- 1. 第33条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内)
- 2. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

⑥第1項の規定にかかわらず、取得申込み にかかる有価証券のうち、配当落または 権利落対象銘柄(以下「対象銘柄」とい います。) の個別銘柄時価総額に相当す る金額については、金銭をもって取得申 込みを受け付けることができるものと します。この場合の個別銘柄時価総額 は、第3項の基準価額の計算日における 当該対象銘柄の金融商品取引所(金融商 品取引法第2条第16項に規定する金融商 品取引所および金融商品取引法第2条第 8項第3号ロに規定する外国金融商品市 場をいいます。以下同じ。) の終値(終 値のないものについてはそれに準ずる 価額とします。) に第1項の取得申込みに かかる有価証券に含まれる当該対象銘 柄の株数を乗じて得た金額とし、この場 合において、委託者は、当該対象銘柄を 信託財産において取得するために必要

に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込みを受け付けることがあります。

- 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内
- 2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘 柄株数変更実施日の各々3営業日前から 起算して4営業日以内
- 3. 第33条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
- 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき
- ⑥前項第1号に該当する場合において委託 者の判断により取得申込みを受け付け るときには、第1項の規定にかかわらず、 当該取得申込みにかかる有価証券のう ち、配当落または権利落対象銘柄(以下、 本項において、「対象銘柄」といいます。) の個別銘柄時価総額に相当する金額に ついては、金銭をもって取得申込みを受 け付けることができるものとします。こ の場合の個別銘柄時価総額は、第3項の 基準価額の計算日における当該対象銘 柄の金融商品取引所(金融商品取引法第 2条第16項に規定する金融商品取引所お よび金融商品取引法第2条第8項第3号ロ に規定する外国金融商品市場をいいま す。以下同じ。) の終値(終値のないも のについてはそれに準ずる価額としま す。) に第1項の取得申込みにかかる有価 証券に含まれる当該対象銘柄の株数を

な経費に相当する金額として委託者が 別に定める金額を徴することができる ものとします。 乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該対象銘柄を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。

(7) (以下略)

⑦ (以下略)

<交換請求>

第42条 受益者は、平成27年11月6日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の当日(委託者が別に定める<u>時刻</u>を過ぎて受け付けた場合は翌営業日)を受付日として、交換請求にかかる一定口数(以下「最小交換口数」といいます。)の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

② (略)

- ③委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、第1号から第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の交換請求を受け付けることがあります。
 - 1. 第33条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内)
 - 2. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

<交換請求>

第42条 受益者は、平成27年11月6日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の当日(委託者が別に定める時限を過ぎて受け付けた場合は翌営業日)を受付日として、交換請求にかかる一定口数(以下「最小交換口数」といいます。)の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

② (略)

- ③委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の交換請求を受け付けることがあります。
 - 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
 - 2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘 柄株数変更実施日の各々3営業日前から 起算して6営業日以内
 - 3. 第33条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
 - 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運

(新)	(旧)
	用に支障をきたすおそれがあると判断
	した場合その他やむを得ない事情があ
	ると認めたとき
④ (以下略)	④ (以下略)

<交換の指図等>

第43条 (略)

- ② (略)
- ③ (略)
- ④第2項の規定にかかわらず、第1項の交換にかかる有価証券に対象銘柄が含まれる場合は、第1項の交換に要する受益権の口数と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券(当該対象銘柄の個別銘柄時価総額に相当する金銭を交換するよう指図します。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第7項の基準価額の計算日における当該対象銘柄の金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。)に前条第7項の規定に基づき計算された数を乗じて得た金額とします。

⑤ (以下略)

<受益権の買取り>

- 第44条 販売会社は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その当日(別に定める<u>時刻</u>を過ぎて受け付けた場合は翌営業日)を受付日としてその受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。
 - 1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
 - 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき
 - ② (以下略)

<交換の指図等>

第43条 (略)

- ② (略)
- ③ (略)
- ④第2項の規定にかかわらず、前条第3項第 1号に該当する場合において委託者の判 断により交換請求を受け付ける場合に は、第1項の交換に要する受益権の口数 と信託財産に属する有価証券のうち取 引所売買単位の整数倍となる有価証券 (配当落または権利落対象銘柄(以下、 本項において、「対象銘柄」といいます。) を除きます。) および当該対象銘柄の個 別銘柄時価総額に相当する金銭を交換 するよう指図します。この場合の個別銘 柄時価総額は、前条第7項の基準価額の 計算日における当該対象銘柄の金融商 品取引所の終値(終値のないものについ てはそれに準ずる価額とします。) に前 条第7項の規定に基づき計算された数を 乗じて得た金額とします。

⑤ (以下略)

<受益権の買取り>

- 第44条 販売会社は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その当日(別に定める時限を過ぎて受け付けた場合は翌営業日)を受付日としてその受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。
 - 1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
 - 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき
 - ② (以下略)

(旧)

<受益権の申込単位および価額>

第13条 (略)

- ②販売会社は、受益権の取得申込者に対し、その申込みの当日(委託者が別に定める時刻を過ぎて受け付けた場合は翌営業日とし、第3条第1項の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。)を受付日として、委託者が定める取得にかかる一定口数をもって取得申込みに応じることができます。
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、第1号から第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込みを受け付けることがあります。
 - 1. 第33条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内)
 - 2. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

⑥第1項の規定にかかわらず、取得申込み にかかる有価証券のうち、配当落または

<受益権の申込単位および価額>

- ②販売会社は、受益権の取得申込者に対し、その申込みの当日(委託者が別に定める<u>時限</u>を過ぎて受け付けた場合は翌営業日とし、第3条第1項の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。)を受付日として、委託者が定める取得にかかる一定口数をもって取得申込みに応じることができます。
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込みを受け付けることがあります。
 - 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内
 - 2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘 柄株数変更実施日の各々3営業日前から 起算して4営業日以内
 - 3. 第33条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
 - 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき
- ⑥前項第1号に該当する場合において委託 者の判断により取得申込みを受け付け

権利落対象銘柄(以下「対象銘柄」とい います。) の個別銘柄時価総額に相当す る金額については、金銭をもって取得申 込みを受け付けることができるものと します。この場合の個別銘柄時価総額 は、第3項の基準価額の計算日における 当該対象銘柄の金融商品取引所(金融商 品取引法第2条第16項に規定する金融商 品取引所および金融商品取引法第2条第 8項第3号ロに規定する外国金融商品市 場をいいます。以下同じ。)の終値(終 値のないものについてはそれに準ずる 価額とします。) に第1項の取得申込みに かかる有価証券に含まれる当該対象銘 柄の株数を乗じて得た金額とし、この場 合において、委託者は、当該対象銘柄を 信託財産において取得するために必要 な経費に相当する金額として委託者が 別に定める金額を徴することができる ものとします。

⑦ (以下略)

く交換請求>

第42条 受益者は、平成27年11月6日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の当日(委託者が別に定める<u>時刻</u>を過ぎて受け付けた場合は翌営業日)を受付日として、交換請求にかかる一定口数(以下「最小交換口数」といいます。)の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

② (略)

③委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を 停止します。ただし、第1号から第2号に

るときには、第1項の規定にかかわらず、 当該取得申込みにかかる有価証券のう ち、配当落または権利落対象銘柄(以下、 本項において、「対象銘柄」といいます。) の個別銘柄時価総額に相当する金額に ついては、金銭をもって取得申込みを受 け付けることができるものとします。こ の場合の個別銘柄時価総額は、第3項の 基準価額の計算日における当該対象銘 柄の金融商品取引所(金融商品取引法第 2条第16項に規定する金融商品取引所お よび金融商品取引法第2条第8項第3号ロ に規定する外国金融商品市場をいいま す。以下同じ。)の終値(終値のないも のについてはそれに準ずる価額としま す。) に第1項の取得申込みにかかる有価 証券に含まれる当該対象銘柄の株数を 乗じて得た金額とし、この場合におい て、委託者は、当該対象銘柄を信託財産 において取得するために必要な経費に 相当する金額として委託者が別に定め る金額を徴することができるものとし ます。

⑦ (以下略)

く交換請求>

第42条 受益者は、平成27年11月6日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の当日(委託者が別に定める時限を過ぎて受け付けた場合は翌営業日)を受付日として、交換請求にかかる一定口数(以下「最小交換口数」といいます。)の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

② (略)

③委託者は、原則として、次の各号に該当 する場合は、受益権の交換請求の受付を 停止します。ただし、第1号から第4号に

該当する場合であっても、委託者の判断 により、受益権の交換請求を受け付ける ことがあります。

- 1. 第33条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内)
- 2. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

④ (以下略)

<交換の指図等>

第43条 (略)

- ② (略)
- ③ (略)
- ④第2項の規定にかかわらず、第1項の交換にかかる有価証券に対象銘柄が含まれる場合は、第1項の交換に要する受益権の口数と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券(当該対象銘柄を除きます。) および当該対象銘柄の個別銘柄時価総額に相当する金銭を交換するよう指図します。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第7項の基準価額の計算日における当該対象銘柄の金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。)に前条第7項の規定に基づき計算された数を乗じて得た金

該当する場合であっても、委託者の判断 により、受益権の交換請求を受け付ける ことがあります。

(旧)

- 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
- 2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘 柄株数変更実施日の各々3営業日前から 起算して6営業日以内
- 3. 第33条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
- 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき
- ④ (以下略)

<交換の指図等>

第43条 (略)

- ② (略)
- ③ (略)
- ④第2項の規定にかかわらず、前条第3項第 1号に該当する場合において委託者の判 断により交換請求を受け付ける場合に は、第1項の交換に要する受益権の口数 と信託財産に属する有価証券のうち取 引所売買単位の整数倍となる有価証券 (配当落または権利落対象銘柄(以下、 本項において、「対象銘柄」といいます。) を除きます。) および当該対象銘柄の個 別銘柄時価総額に相当する金銭を交換 するよう指図します。この場合の個別銘 柄時価総額は、前条第7項の基準価額の 計算日における当該対象銘柄の金融商 品取引所の終値(終値のないものについ

(新)	(旧)
額とします。	てはそれに準ずる価額とします。)に前
	条第7項の規定に基づき計算された数を
	乗じて得た金額とします。
⑤ (以下略)	⑤ (以下略)
<受益権の買取り>	<受益権の買取り>
第44条 販売会社は、次の各号に該当する場合	第44条 販売会社は、次の各号に該当する場合
で受益者の請求があるときは、その当日	で受益者の請求があるときは、その当日
(別に定める <u>時刻</u> を過ぎて受け付けた	(別に定める <u>時限</u> を過ぎて受け付けた
場合は翌営業日)を受付日としてその受	場合は翌営業日)を受付日としてその受
益権を買取ります。ただし、第2号の場	益権を買取ります。ただし、第2号の場
合の請求は、信託終了日の2営業日前ま	合の請求は、信託終了日の2営業日前ま
でとします。	でとします。
1. 交換により生じた取引所売買単位未	1. 交換により生じた取引所売買単位未
満の振替受益権	満の振替受益権
2. 受益権を上場したすべての金融商品	2. 受益権を上場したすべての金融商品
取引所において上場廃止になったとき	取引所において上場廃止になったとき
② (以下略)	② (以下略)

追加型証券投資信託 One ETF JPX/S&P 設備・人材投資指数

(新) (旧)

<受益権の申込単位および価額>

第13条 (略)

- ②販売会社は、受益権の取得申込者に対し、その申込みの当日(委託者が別に定める<u>時刻</u>を過ぎて受け付けた場合は翌営業日とし、第3条第1項の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。)を受付日として、委託者が定める取得にかかる一定口数をもって取得申込みに応じることができます。
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、第1号から第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込みを受け付けることがあります。
 - 1. 第33条に定める計算期間終了日の3営

<受益権の申込単位および価額>

- ②販売会社は、受益権の取得申込者に対し、その申込みの当日(委託者が別に定める時限を過ぎて受け付けた場合は翌営業日とし、第3条第1項の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。)を受付日として、委託者が定める取得にかかる一定口数をもって取得申込みに応じることができます。
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込みを受け付けることがあります。
 - 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日およ

業日前から起算して<u>3</u>営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、 当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起 算して4営業日以内)

2. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

⑥第1項の規定にかかわらず、取得申込み にかかる有価証券のうち、配当落または 権利落対象銘柄(以下「対象銘柄」とい います。) の個別銘柄時価総額に相当す る金額については、金銭をもって取得申 込みを受け付けることができるものと します。この場合の個別銘柄時価総額 は、第3項の基準価額の計算日における 当該対象銘柄の金融商品取引所(金融商 品取引法第2条第16項に規定する金融商 品取引所および金融商品取引法第2条第 8項第3号ロに規定する外国金融商品市 場をいいます。以下同じ。)の終値(終 値のないものについてはそれに準ずる 価額とします。) に第1項の取得申込みに かかる有価証券に含まれる当該対象銘 柄の株数を乗じて得た金額とし、この場 合において、委託者は、当該対象銘柄を 信託財産において取得するために必要 な経費に相当する金額として委託者が 別に定める金額を徴することができる ものとします。

び権利落日の各々前営業日から起算し て3営業日以内

- 2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘 柄株数変更実施日の各々3営業日前から 起算して4営業日以内
- 3. 第33条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
- 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき
- ⑥前項第1号に該当する場合において委託 者の判断により取得申込みを受け付け るときには、第1項の規定にかかわらず、 当該取得申込みにかかる有価証券のう ち、配当落または権利落対象銘柄(以下、 本項において、「対象銘柄」といいます。) の個別銘柄時価総額に相当する金額に ついては、金銭をもって取得申込みを受 け付けることができるものとします。こ の場合の個別銘柄時価総額は、第3項の 基準価額の計算日における当該対象銘 柄の金融商品取引所(金融商品取引法第 2条第16項に規定する金融商品取引所お よび金融商品取引法第2条第8項第3号ロ に規定する外国金融商品市場をいいま す。以下同じ。)の終値(終値のないも のについてはそれに準ずる価額としま す。) に第1項の取得申込みにかかる有価 証券に含まれる当該対象銘柄の株数を 乗じて得た金額とし、この場合におい て、委託者は、当該対象銘柄を信託財産 において取得するために必要な経費に 相当する金額として委託者が別に定め

(新)	(旧)
	る金額を徴することができるものとし
⑦ (以下略)	ます。 ⑦ (以下略)

<交換請求>

第42条 受益者は、平成28年8月10日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の当日(委託者が別に定める<u>時刻</u>を過ぎて受け付けた場合は翌営業日)を受付日として、交換請求にかかる一定口数(以下「最小交換口数」といいます。)の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

② (略)

- ③委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、第1号から第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の交換請求を受け付けることがあります。
 - 1. 第33条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内)
 - 2. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

く交換請求>

第42条 受益者は、平成28年8月10日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の当日(委託者が別に定める時限を過ぎて受け付けた場合は翌営業日)を受付日として、交換請求にかかる一定口数(以下「最小交換口数」といいます。)の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

② (略)

- ③委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の交換請求を受け付けることがあります。
 - 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
 - 2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘 柄株数変更実施日の各々3営業日前から 起算して6営業日以内
 - 3. 第33条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
 - 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき
- ④ (以下略)

④ (以下略)

<交換の指図等>

第43条 (略)

- ② (略)
- ③ (略)
- ④第2項の規定にかかわらず、第1項の交換にかかる有価証券に対象銘柄が含まれる場合は、第1項の交換に要する受益権の口数と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券(当該対象銘柄を除きます。)および当該対象銘柄の個別銘柄時価総額に相当する金銭を交換するよう指図します。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第7項の基準価額の計算日における当該対象銘柄の金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。)に前条第7項の規定に基づき計算された数を乗じて得た金額とします。

⑤ (以下略)

<受益権の買取り>

- 第44条 販売会社は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その当日(別に定める<u>時刻</u>を過ぎて受け付けた場合は翌営業日)を受付日としてその受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。
 - 1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
 - 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき
 - ② (以下略)

<交換の指図等>

第43条 (略)

- ② (略)
- ③ (略)
- ④第2項の規定にかかわらず、前条第3項第 1号に該当する場合において委託者の判 断により交換請求を受け付ける場合に は、第1項の交換に要する受益権の口数 と信託財産に属する有価証券のうち取 引所売買単位の整数倍となる有価証券 (配当落または権利落対象銘柄(以下、 本項において、「対象銘柄」といいます。) を除きます。) および当該対象銘柄の個 別銘柄時価総額に相当する金銭を交換 するよう指図します。この場合の個別銘 柄時価総額は、前条第7項の基準価額の 計算日における当該対象銘柄の金融商 品取引所の終値(終値のないものについ てはそれに準ずる価額とします。) に前 条第7項の規定に基づき計算された数を 乗じて得た金額とします。
- ⑤ (以下略)

<受益権の買取り>

- 第44条 販売会社は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その当日(別に定める時限を過ぎて受け付けた場合は翌営業日)を受付日としてその受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。
 - 1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
 - 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき
 - ② (以下略)

(旧)

<受益権の申込単位および価額>

第13条 (略)

- ②販売会社は、受益権の取得申込者に対し、その申込みの当日(委託者が別に定める時刻を過ぎて受付けた場合は翌営業日とし、第3条第1項の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。)を受付日として、委託者が定める取得にかかる一定口数をもって取得申込みに応じることができます。
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、第1号から第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。
 - 1. 第33条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して4営業日以内)
 - 2. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

⑥第1項の規定にかかわらず、取得申込み にかかる有価証券のうち、配当落または

<受益権の申込単位および価額>

- ②販売会社は、受益権の取得申込者に対し、その申込みの当日(委託者が別に定める時限を過ぎて受付けた場合は翌営業日とし、第3条第1項の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。)を受付日として、委託者が定める取得にかかる一定口数をもって取得申込みに応じることができます。
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。
 - 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内
 - 2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘 柄株数変更実施日の各々3営業日前から 起算して4営業日以内
 - 3. 第33条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
 - 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき
- ⑥前項第1号に該当する場合において委託 者の判断により取得申込みを受付ける

権利落対象銘柄(以下「対象銘柄」とい います。) の個別銘柄時価総額に相当す る金額については、金銭をもって取得申 込みを受付けることができるものとし ます。この場合の個別銘柄時価総額は、 第3項の基準価額の計算日における当該 対象銘柄の金融商品取引所(金融商品取 引法第2条第16項に規定する金融商品取 引所および金融商品取引法第2条第8項 第3号ロに規定する外国金融商品市場を いいます。以下同じ。)の終値(終値の ないものについてはそれに準ずる価額 とします。) に第1項の取得申込みにかか る有価証券に含まれる当該対象銘柄の 株数を乗じて得た金額とし、この場合に おいて、委託者は、当該対象銘柄を信託 財産において取得するために必要な経 費に相当する金額として委託者が別に 定める金額を徴することができるもの とします。

⑦ (以下略)

く交換請求>

第42条 受益者は、平成29年7月24日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の当日(委託者が別に定める<u>時刻</u>を過ぎて受付けた場合は翌営業日)を受付日として、交換請求にかかる一定口数(以下「最小交換口数」といいます。)の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

- ② (略)
- ③委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を 停止します。ただし、第1号から第2号に

ときには、第1項の規定にかかわらず、 当該取得申込みにかかる有価証券のう ち、配当落または権利落対象銘柄(以下、 本項において、「対象銘柄」といいます。) の個別銘柄時価総額に相当する金額に ついては、金銭をもって取得申込みを受 付けることができるものとします。この 場合の個別銘柄時価総額は、第3項の基 準価額の計算日における当該対象銘柄 の金融商品取引所(金融商品取引法第2 条第16項に規定する金融商品取引所お よび金融商品取引法第2条第8項第3号ロ に規定する外国金融商品市場をいいま す。以下同じ。)の終値(終値のないも のについてはそれに準ずる価額としま す。) に第1項の取得申込みにかかる有価 証券に含まれる当該対象銘柄の株数を 乗じて得た金額とし、この場合におい て、委託者は、当該対象銘柄を信託財産 において取得するために必要な経費に 相当する金額として委託者が別に定め る金額を徴することができるものとし ます。

⑦ (以下略)

く交換請求>

第42条 受益者は、平成29年7月24日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の当日(委託者が別に定める時限を過ぎて受付けた場合は翌営業日)を受付日として、交換請求にかかる一定口数(以下「最小交換口数」といいます。)の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

- ② (略)
- ③委託者は、原則として、次の各号に該当 する場合は、受益権の交換請求の受付を 停止します。ただし、第1号から第4号に

該当する場合であっても、委託者の判断 により、受益権の交換請求を受付けるこ とがあります。

1. 第33条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内)

2. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

④ (以下略)

<交換の指図等>

第43条 (略)

- ② (略)
 - ③ (略)
 - ④第2項の規定にかかわらず、第1項の交換にかかる有価証券に対象銘柄が含まれる場合は、第1項の交換に要する受益権の口数と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券(当該対象銘柄を除きます。)および当該対象銘柄の個別銘柄時価総額に相当する金銭を交換するよう指図します。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第7項の基準価額の計算日における当該対象銘柄の金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。)に前条第7項の規定に基づき計算された数を乗じて得た金

該当する場合であっても、委託者の判断 により、受益権の交換請求を受付けるこ とがあります。

(旧)

- 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日およ び権利落日の各々前営業日
- 2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘 柄株数変更実施日の各々3営業日前から 起算して6営業日以内
- 3. 第33条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
- 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき
- ④ (以下略)

<交換の指図等>

第43条 (略)

- ② (略)
- ③ (略)
- ④第2項の規定にかかわらず、前条第3項第 1号に該当する場合において委託者の判 断により交換請求を受付ける場合には、 第1項の交換に要する受益権の口数と信 託財産に属する有価証券のうち取引所 売買単位の整数倍となる有価証券(配当 落または権利落対象銘柄(以下、本項に おいて、「対象銘柄」といいます。)を除 きます。)および当該対象銘柄の個別銘 柄時価総額に相当する金銭を交換する よう指図します。この場合の個別銘柄時 価総額は、前条第7項の基準価額の計算 日における当該対象銘柄の金融商品取 引所の終値(終値のないものについては

(新)	(旧)
額とします。	それに準ずる価額とします。) に前条第
	7項の規定に基づき計算された数を乗じ
	て得た金額とします。
⑤ (以下略)	⑤ (以下略)
<受益権の買取り>	<受益権の買取り>
第44条 販売会社は、次の各号に該当する場合	第44条 販売会社は、次の各号に該当する場合
で受益者の請求があるときは、その当日	で受益者の請求があるときは、その当日
(別に定める <u>時刻</u> を過ぎて受付けた場	(別に定める <u>時限</u> を過ぎて受付けた場
合は翌営業日)を受付日としてその受益	合は翌営業日) を受付日としてその受益
権を買取ります。ただし、第2号の場合	権を買取ります。ただし、第2号の場合
の請求は、信託終了日の2営業日前まで	の請求は、信託終了日の2営業日前まで
とします。	とします。
1. 交換により生じた取引所売買単位未	1. 交換により生じた取引所売買単位未
満の振替受益権	満の振替受益権
2. 受益権を上場したすべての金融商品	2. 受益権を上場したすべての金融商品
取引所において上場廃止になったとき	取引所において上場廃止になったとき
② (以下略)	② (以下略)

追加型証券投資信託 One ETF ESG

(新) (旧)

<受益権の申込単位および価額>

第13条 (略)

- ②販売会社は、受益権の取得申込者に対し、その申込みの当日(委託者が別に定める時刻を過ぎて受付けた場合は翌営業日とし、第3条第1項の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。)を受付日として、委託者が定める取得にかかる一定口数をもって取得申込みに応じることができます。
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、第1号から第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。
 - 1. 第33条に定める計算期間終了日の3営

<受益権の申込単位および価額>

- ②販売会社は、受益権の取得申込者に対し、その申込みの当日(委託者が別に定める時限を過ぎて受付けた場合は翌営業日とし、第3条第1項の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。)を受付日として、委託者が定める取得にかかる一定口数をもって取得申込みに応じることができます。
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。
 - 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日およ

業日前から起算して<u>3</u>営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、 当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起 算して4営業日以内)

2. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

⑥第1項の規定にかかわらず、取得申込み にかかる有価証券のうち、配当落または 権利落対象銘柄(以下「対象銘柄」とい います。) の個別銘柄時価総額に相当す る金額については、金銭をもって取得申 込みを受付けることができるものとし ます。この場合の個別銘柄時価総額は、 第3項の基準価額の計算日における当該 対象銘柄の金融商品取引所(金融商品取 引法第2条第16項に規定する金融商品取 引所および金融商品取引法第2条第8項 第3号ロに規定する外国金融商品市場を いいます。以下同じ。)の終値(終値の ないものについてはそれに準ずる価額 とします。) に第1項の取得申込みにかか る有価証券に含まれる当該対象銘柄の 株数を乗じて得た金額とし、この場合に おいて、委託者は、当該対象銘柄を信託 財産において取得するために必要な経 費に相当する金額として委託者が別に 定める金額を徴することができるもの とします。

び権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内

- 2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘 柄株数変更実施日の各々3営業日前から 起算して4営業日以内
- 3. 第33条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
- 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき
- ⑥前項第1号に該当する場合において委託 者の判断により取得申込みを受付ける ときには、第1項の規定にかかわらず、 当該取得申込みにかかる有価証券のう ち、配当落または権利落対象銘柄(以下、 本項において、「対象銘柄」といいます。) の個別銘柄時価総額に相当する金額に ついては、金銭をもって取得申込みを受 付けることができるものとします。この 場合の個別銘柄時価総額は、第3項の基 準価額の計算日における当該対象銘柄 の金融商品取引所(金融商品取引法第2 条第16項に規定する金融商品取引所お よび金融商品取引法第2条第8項第3号ロ に規定する外国金融商品市場をいいま す。以下同じ。)の終値(終値のないも のについてはそれに準ずる価額としま す。) に第1項の取得申込みにかかる有価 証券に含まれる当該対象銘柄の株数を 乗じて得た金額とし、この場合におい て、委託者は、当該対象銘柄を信託財産 において取得するために必要な経費に 相当する金額として委託者が別に定め

(新)	(旧)
	る金額を徴することができるものとし
	ます。
⑦ (以下略)	⑦ (以下略)

く交換請求>

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、その請求の当日(委託者が別に定める<u>時刻</u>を過ぎて受付けた場合は翌営業日)を受付日として、交換請求にかかる一定口数(以下「最小交換口数」といいます。)の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

② (略)

- ③委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、第1号から第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の交換請求を受付けることがあります。
 - 1. 第33条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内)
 - 2. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

く交換請求>

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、その請求の当日(委託者が別に定める時限を過ぎて受付けた場合は翌営業日)を受付日として、交換請求にかかる一定口数(以下「最小交換口数」といいます。)の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

② (略)

- ③委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の交換請求を受付けることがあります。
 - 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日およ び権利落日の各々前営業日
 - 2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘 柄株数変更実施日の各々3営業日前から 起算して6営業日以内
 - 3. 第33条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
 - 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

④ (以下略)

④ (以下略)

<交換の指図等>

第43条 (略)

- ② (略)
- ③ (略)
- ④第2項の規定にかかわらず、第1項の交換にかかる有価証券に対象銘柄が含まれる場合は、第1項の交換に要する受益権の口数と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券(当該対象銘柄を除きます。)および当該対象銘柄の個別銘柄時価総額に相当する金銭を交換するよう指図します。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第7項の基準価額の計算日における当該対象銘柄の金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。)に前条第7項の規定に基づき計算された数を乗じて得た金額とします。

⑤ (以下略)

<受益権の買取り>

- 第44条 販売会社は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その当日(別に定める<u>時刻</u>を過ぎて受付けた場合は翌営業日)を受付日としてその受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。
 - 1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
 - 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき
 - ② (以下略)

<交換の指図等>

第43条 (略)

- ② (略)
- ③ (略)
- ④第2項の規定にかかわらず、前条第3項第 1号に該当する場合において委託者の判 断により交換請求を受付ける場合には、 第1項の交換に要する受益権の口数と信 託財産に属する有価証券のうち取引所 売買単位の整数倍となる有価証券(配当 落または権利落対象銘柄(以下、本項に おいて、「対象銘柄」といいます。)を除 きます。) および当該対象銘柄の個別銘 柄時価総額に相当する金銭を交換する よう指図します。この場合の個別銘柄時 価総額は、前条第7項の基準価額の計算 日における当該対象銘柄の金融商品取 引所の終値(終値のないものについては それに準ずる価額とします。) に前条第 7項の規定に基づき計算された数を乗じ て得た金額とします。
- ⑤ (以下略)

<受益権の買取り>

- 第44条 販売会社は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その当日(別に定める時限を過ぎて受付けた場合は翌営業日)を受付日としてその受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。
 - 1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
 - 2. 受益権を上場したすべての金融商品 取引所において上場廃止になったとき
 - ② (以下略)

(旧)

<受益権の申込単位および価額>

第13条 (略)

②販売会社は、受益権の取得申込者に対し、その申込みの当日(委託者が別に定める<u>時刻</u>を過ぎて受付けた場合は翌営業日とし、第3条第1項の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。)を受付日として、委託者が定める取得にかかる一定口数をもって取得申込みに応じることができます。

③ (略)

- ④ (略)
- ⑤委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、第1号から第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。
 - 1. 第33条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内)
 - 2. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

⑥第1項の規定にかかわらず、取得申込み にかかる有価証券のうち、分配落または 権利落対象銘柄(以下「対象銘柄」とい

<受益権の申込単位および価額>

- ②販売会社は、受益権の取得申込者に対し、その申込みの当日(委託者が別に定める<u>時限</u>を過ぎて受付けた場合は翌営業日とし、第3条第1項の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。)を受付日として、委託者が定める取得にかかる一定口数をもって取得申込みに応じることができます。
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。
 - 1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内
 - 2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘 柄口数変更実施日の各々3営業日前から 起算して4営業日以内
 - 3. 第33条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
 - 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき
- ⑥前項第1号に該当する場合において委託 者の判断により取得申込みを受付ける ときには、第1項の規定にかかわらず、

(旧)

います。) の個別不動産投資信託証券の 時価総額に相当する金額については、金 銭をもって取得申込みを受付けること ができるものとします。この場合の個別 不動産投資信託証券の時価総額は、第3 項の基準価額の計算日における当該対 象銘柄の金融商品取引所の終値 (終値の ないものについてはそれに準ずる価額 とします。) に第1項の取得申込みにかか る有価証券に含まれる当該対象銘柄の 口数を乗じて得た金額とし、この場合に おいて、委託者は、当該対象銘柄を信託 財産において取得するために必要な経 費に相当する金額として委託者が別に 定める金額を徴することができるもの とします。

当該取得申込みにかかる有価証券のう ち、分配落または権利落対象銘柄(以下、 本項において、「対象銘柄」といいます。) の個別不動産投資信託証券の時価総額 に相当する金額については、金銭をもっ て取得申込みを受付けることができる ものとします。この場合の個別不動産投 資信託証券の時価総額は、第3項の基準 価額の計算日における当該対象銘柄の 金融商品取引所の終値(終値のないもの についてはそれに準ずる価額としま す。) に第1項の取得申込みにかかる有価 証券に含まれる当該対象銘柄の口数を 乗じて得た金額とし、この場合におい て、委託者は、当該対象銘柄を信託財産 において取得するために必要な経費に 相当する金額として委託者が別に定め る金額を徴することができるものとし ます。

(7) (以下略)

⑦ (以下略)

<交換請求>

- 第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、その請求の当日(委託者が別に定める<u>時刻</u>を過ぎて受付けた場合は翌営業日)を受付日として、交換請求にかかる一定口数(以下「最小交換口数」といいます。)の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。
 - ② (略)
 - ③委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、第1号から第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の交換請求を受付けることがあります。
 - 1. 第33条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただ

く交換請求>

- 第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、その請求の当日(委託者が別に定める時限を過ぎて受付けた場合は翌営業日)を受付日として、交換請求にかかる一定口数(以下「最小交換口数」といいます。)の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。
 - ② (略)
 - ③委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の交換請求を受付けることがあります。
 - 1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日

し、計算期間終了日が休業日の場合は、 当該計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起 算して<u>4</u>営業日以内)

2. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

④ (以下略)

<交換の指図等>

第43条 (略)

② (略)

③前項の規定にかかわらず、第1項の交換 にかかる有価証券に対象銘柄が含まれ る場合は、第1項の交換に要する受益権 の口数と信託財産に属する有価証券の うち取引所売買単位の整数倍となる有 価証券(当該対象銘柄を除きます。) お よび当該対象銘柄の個別不動産投資信 託証券の時価総額に相当する金銭を交 換するよう指図します。この場合の個別 不動産投資信託証券の時価総額は、前条 第7項の基準価額の計算日における当該 対象銘柄の金融商品取引所の終値(終値 のないものについてはそれに準ずる価 額とします。) に前条第7項の規定に基づ き計算された数を乗じて得た金額とし ます。

④ (以下略)

(旧)

2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘 柄口数変更実施日の各々3営業日前から 起算して6営業日以内

3. 第33条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)

4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

④ (以下略)

<交換の指図等>

第43条 (略)

② (略)

③前項の規定にかかわらず、前条第3項第1 号に該当する場合において委託者の判 断により交換請求を受付ける場合には、 第1項の交換に要する受益権の口数と信 託財産に属する有価証券のうち取引所 売買単位の整数倍となる有価証券(分配 落または権利落対象銘柄(以下、本項に おいて、「対象銘柄」といいます。)を除 きます。) および当該対象銘柄の個別不 動産投資信託証券の時価総額に相当す る金銭を交換するよう指図します。この 場合の個別不動産投資信託証券の時価 総額は、前条第7項の基準価額の計算日 における当該対象銘柄の金融商品取引 所の終値(終値のないものについてはそ れに準ずる価額とします。) に前条第7項 の規定に基づき計算された数を乗じて 得た金額とします。

④ (以下略)

<受益権の買取り>

第44条 販売会社は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その当日(別に定める<u>時刻</u>を過ぎて受付けた場合は翌営業日)を受付日としてその受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

- 1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
- 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき
- ② (以下略)

<受益権の買取り>

第44条 販売会社は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その当日(別に定める時限を過ぎて受付けた場合は翌営業日)を受付日としてその受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

- 1. 交換により生じた取引所売買単位未 満の振替受益権
- 2. 受益権を上場したすべての金融商品 取引所において上場廃止になったとき
- ② (以下略)
- (B) の変更(約款変更日:2025年10月9日)

追加型証券投資信託 One ETF 日経225

(新) (旧)

<信託報酬等の額および支弁の方法>

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額 は、次の各号により計算された額の合計 額とします。

- 1. 第33条に規定する計算期間を通じて 毎日、信託財産の純資産総額に<u>対して、</u> 次に掲げる率を乗じて得た額
- <u>イ. 信託財産の純資産総額が1兆円以下</u> の部分

年10,000分の4.5の率

<u>ロ. 信託財産の純資産総額が1兆円超か</u> つ2兆円以下の部分

年10,000分の4の率

<u>ハ. 信託財産の純資産総額が2兆円超か</u> つ5兆円以下の部分

年10,000分の3.5の率

ニ. 信託財産の純資産総額が5兆円超か

つ10兆円以下の部分

年10,000分の3.25の率

<u>ホ. 信託財産の純資産総額が10兆円超の</u> <u>部分</u>

年10,000分の2.9の率

<信託報酬等の額および支弁の方法>

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額 は、次の各号により計算された額の合計 額とします。

ただし、当該合計額は、第33条に規定する各計算期間において、信託財産の純資産総額に年10,000分の25の率を乗じて得た額を超えないものとします。

- 1. 第33条に規定する計算期間を通じて 毎日、信託財産の純資産総額に<u>年10,000</u> 分の15.5以内の率を乗じて得た額
- 2. 第26条に規定する有価証券の貸付の 指図を行った場合は、その品貸料(貸付 有価証券の利子または配当金等相当額 を含まないものとします。また、有価証 券の貸付にあたって担保として金銭を 受入れた場合には、当該品貸料に、当該 金銭の運用により生じたとみなし得る 収益を加算し、貸付の相手方に支払う当 該金銭に対する利息額を控除して得た 額(ただし、この額が負の場合は、零と します。)とすることができます。以下

(新)	(旧)
2. 第26条に規定する有価証券の貸付の	同じ。) に100分の50未満の率を乗じて得
指図を行った場合は、その品貸料(貸付	た額
有価証券の利子または配当金等相当額	
を含まないものとします。また、有価証	
券の貸付にあたって担保として金銭を	
受入れた場合には、当該品貸料に、当該	
金銭の運用により生じたとみなし得る	
収益を加算し、貸付の相手方に支払う当	
該金銭に対する利息額を控除して得た	
額(ただし、この額が負の場合は、零と	
します。)とすることができます。以下	
同じ。) に100分の50未満の率を乗じて得	
た額	
② (以下略)	② (以下略)

追加型証券投資信託 One ETF トピックス

(新) (旧)

<信託報酬等の額および支弁の方法>

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額 は、次の各号により計算された額の合計 額とします。

- 1. 第33条に規定する計算期間を通じて 毎日、信託財産の純資産総額に<u>対して、</u> 次に掲げる率を乗じて得た額
- <u>イ. 信託財産の純資産総額が1兆円以下</u> の部分

年10,000分の4.5の率

<u>ロ. 信託財産の純資産総額が1兆円超か</u> つ2兆円以下の部分

年10,000分の3.75の率

<u>ハ. 信託財産の純資産総額が2兆円超か</u> つ5兆円以下の部分

年10,000分の3の率

<u>ニ. 信託財産の純資産総額が5兆円超の</u> 部分

年10,000分の2.5の率

2. 第26条に規定する有価証券の貸付の 指図を行った場合は、その品貸料(貸付 有価証券の利子または配当金等相当額

<信託報酬等の額および支弁の方法>

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額 は、次の各号により計算された額の合計 額とします。

ただし、当該合計額は、第33条に規定する各計算期間において、信託財産の純資産総額に年10,000分の25の率を乗じて得た額を超えないものとします。

- 1. 第33条に規定する計算期間を通じて 毎日、信託財産の純資産総額に<u>年10,000</u> 分の7. 8以内の率を乗じて得た額
- 2. 第26条に規定する有価証券の貸付の 指図を行った場合は、その品貸料(貸付 有価証券の利子または配当金等相当額 を含まないものとします。また、有価証 券の貸付にあたって担保として金銭を 受入れた場合には、当該品貸料に、当該 金銭の運用により生じたとみなし得る 収益を加算し、貸付の相手方に支払う当 該金銭に対する利息額を控除して得た 額(ただし、この額が負の場合は、零と します。)とすることができます。以下

(新)	(旧)
を含まないものとします。また、有価証	同じ。)に100分の50未満の率を乗じて得
券の貸付にあたって担保として金銭を	た額
受入れた場合には、当該品貸料に、当該	
金銭の運用により生じたとみなし得る	
収益を加算し、貸付の相手方に支払う当	
該金銭に対する利息額を控除して得た	
額(ただし、この額が負の場合は、零と	
します。)とすることができます。以下	
同じ。) に100分の50未満の率を乗じて得	
た額	
② (以下略)	② (以下略)